

第4期愛荘町 地域福祉計画

令和2年度－令和6年度

一人ひとりが輝き
しあわせをみんなで
分かちあう福祉のまちづくり

みんなで一緒に
学んでみよう！

何をするものなのかな？

地域福祉って
何だろう？



令和2年3月
愛荘町

地域福祉 とは？

地域の中には・・・



これらの困りごとに対して、町民一人ひとりや地域で活動している団体、行政が連携して、様々な福祉課題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていく、という考え方や取り組みを

「地域福祉」

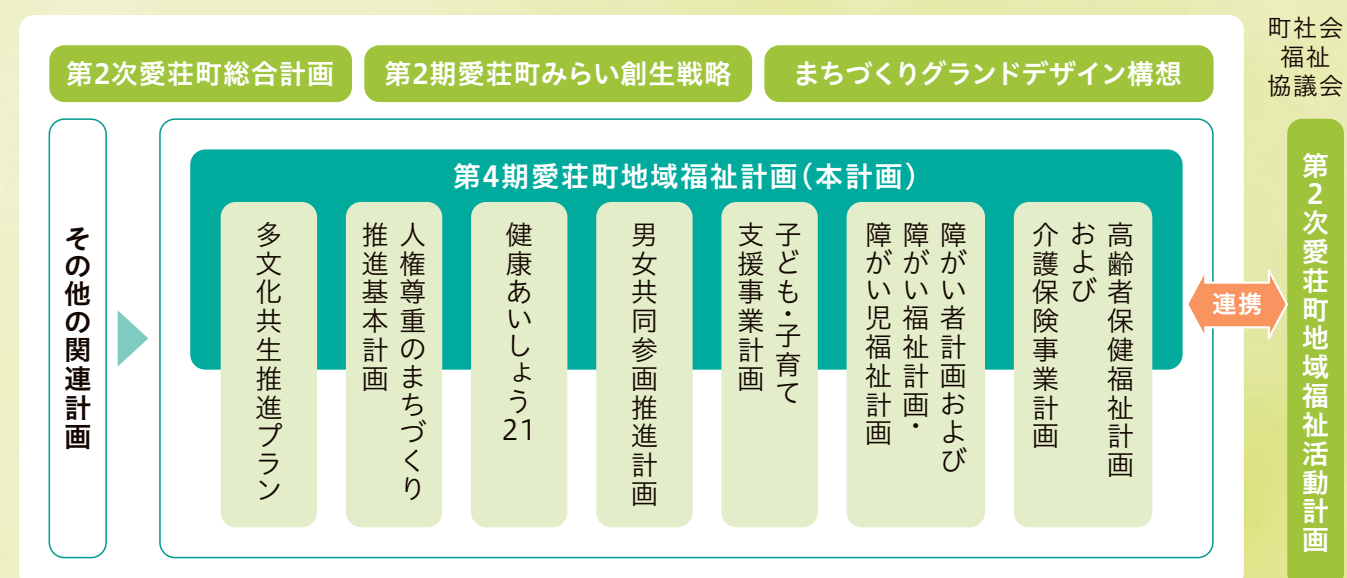
といいます。

すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、
高めあうことができる社会の実現に向け、
住民が役割を持ち、支えあいながら、
自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、
公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる
仕組みの構築をめざすために、
「第4期愛荘町地域福祉計画」を策定しました。

第4期愛荘町地域福祉計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。
- 本町における地域福祉を推進することを目的に、「理念」と「仕組み」をつくる計画です。
- 本計画は、第2次愛荘町総合計画を基本とし、めざすまちの姿や施策の方向を踏まえるとともに、個別の福祉計画の上位計画として位置づけています。

- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 社会経済情勢や制度の見直し等、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。



愛荘町の現状と課題を 計画に反映させました!

基本理念

一人ひとりが輝き しあわせをみんなで 分かちあう 福祉の まちづくり



基本目標

基本目標1

住民の主体的な参画と
協働による地域福祉の推進

基本目標2

支援が必要な人を
見逃さない地域づくり

現状からみえてきた 課題のまとめ

統計データや町民アンケート調査
結果等を踏まえ、以下のように課題
をまとめました。

(1) 支えあい、助けあいの意識づくり

子どもから高齢者まで幅広い世代が福祉への
関心や理解を深め、地域での支えあい、助けあ
いの意識を育む機会をつくる必要があります。

(3) 地域の関係性づくり

多くの方が福祉への関心を持つため、まずは
隣近所等、身近なところから気かけ、声をか
けあう必要があります。また、隣近所や多様な
世代との交流を深め、お互いに助けあえるよう
な関係性づくりが必要です。

(2) 参加しやすい地域活動と ボランティア活動

地域活動やボランティア活動に参加しやすい
環境づくりに向けた積極的な情報提供が必要
です。

(4) 安心して相談できる体制の強化

地域の関係団体との連携を深めるとともに、
必要に応じて適切な相談機関につなぐなど、
町民の抱える様々な地域生活課題の解決に向
け、相談支援体制を強化することが重要です。

(5) 支援が必要な人への きめ細やかな対応

生活困窮者や社会的孤立状態にある人等、支
援を必要とする人へきめ細やかに対応できる
よう、支援の充実が必要です。

(6) 分野横断的な支援体制の整備

高齢者や障がいのある人、子ども、外国人住民
をはじめ、複雑化した問題を抱える人や制度
の狭間で支援を受けられないという人に対し
て、分野を超えた連携を進め、包括的に支援で
きる体制づくりが必要です。

(7) 防災体制の強化

災害時の対応がより一層円滑に進むよう、日
ごろからの近所付き合いを深めるとともに、避
難行動要支援者支援制度に対する周知を進
めていく必要があります。

愛荘町ではこんな取り組みを進めています！

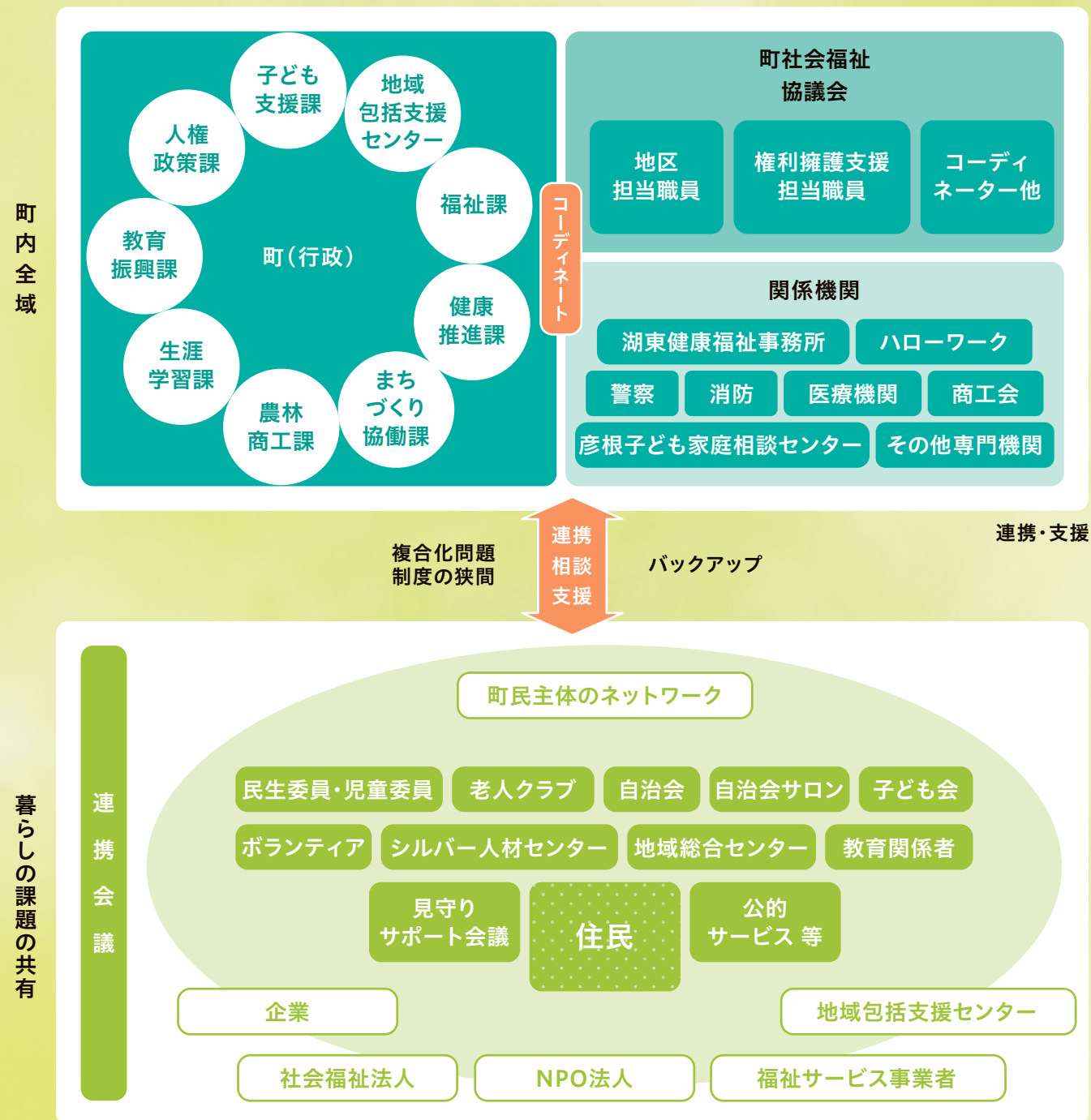
重点施策

取り組み
(抜粋)

包括的・総合相談支援体制の構築

多様化、複雑化、深刻化する地域課題の解決に向けて、行政だけでなく、地域住民や地域のあらゆる主体が相互に連携した「包括的・総合相談支援体制」の構築を進めます。

本町(行政)においては、福祉課をはじめとした関係所管課および町社会福祉協議会と連携し、町内全域での体制整備を図ります。また、各地域で活動する民生委員・児童委員、自治会等と連携を図り、身近な地域での相談窓口を充実させるとともに、その相談に対するバックアップ体制を整えます。



基本目標1

住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進

(1) 福祉意識の向上

- 町民の交流会や勉強会の開催
- 寄付や共同募金等の取り組みの推進



(2) ボランティア活動支援体制の強化

- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用促進
- ボランティア活動に関する相談窓口の充実や連携強化の推進
- 広報やインターネットを活用した情報提供



(3) 見守りと安全のネットワークの強化

- 地域福祉やまちづくりを推進する人材の養成
- 避難行動要支援者の把握および日常的な見守り・支援体制の推進
- DVの根絶に向けた啓発の徹底と女性に対する相談体制や緊急時の速やかな対応

基本目標2

支援が必要な人を見逃さない地域づくり

(1) 必要な支援へつなぐ相談体制の確立

- 相談窓口の周知や相談支援体制の充実
- 生活課題の早期把握と相談者の適切なサービスへのつなぎ



(2) 生活困窮者支援体制の強化

- 各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
- 子どもの貧困対策として、相談体制の充実や緊急時の生活支援、学習支援、子どもの居場所や子どもの貧困対策についての周知啓発

(3) 分野横断的な支援体制の充実

- 福祉サービスを必要とする人に対する支援体制の充実
- 共生型サービスの検討や介護保険事業と障害福祉サービス事業の連携の推進



(4) 災害時支援ネットワークの確立

- 避難行動要支援者の把握および制度の周知
- 防災体制の充実と防災意識の向上

目標とする指標

基本目標	指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
住民の主体的な 参画と協働による 地域福祉の推進	福祉ふれあい講座への参加者数	161名	250名
	地域のまるごと活性化プランを作成した自治会数	-	5自治会
	ボランティアセンターへの登録者数	496名	600名
	地域支え愛ポイント制度への登録者数	388名	600名
	自治会サロン実施数	28自治会	35自治会
	女性の悩みカウンセリングの相談件数	10件	14件
支援が必要な人を 見逃さない地域づくり	心配ごと相談件数	19件	25件
	成年後見利用促進基本計画策定	-	策定
	包括的・総合相談支援体制の構築	-	構築
	生活・介護支援サポーター数	68名	200名
	自立相談支援事業プラン作成件数	11件	20件
	見守りサポート会議を実施した自治会数	36自治会	45自治会
	避難行動要支援者数の把握数	145名	400名

計画の推進体制

- 本計画の主役は町民自身です。町民を中心とし、事業者、関係団体等が主体的・積極的に役割を果たし、相互に連携・協働することにより、地域全体で計画を推進できるよう取り組みます。
- 一人でも多くの町民に理解と協力を求めていくため、地域福祉計画を広く町民へ周知・啓発するとともに、計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、広報やインターネット、SNS等を活用しながら、広く町民に提供します。
- 毎年度、計画の進捗状況について、愛荘町地域支援会議に報告し、施策・事業の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。



第4期愛荘町地域福祉計画

令和2年3月

発行・編集：愛荘町

住所：〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電話：0749-42-7691 FAX：0749-42-5887